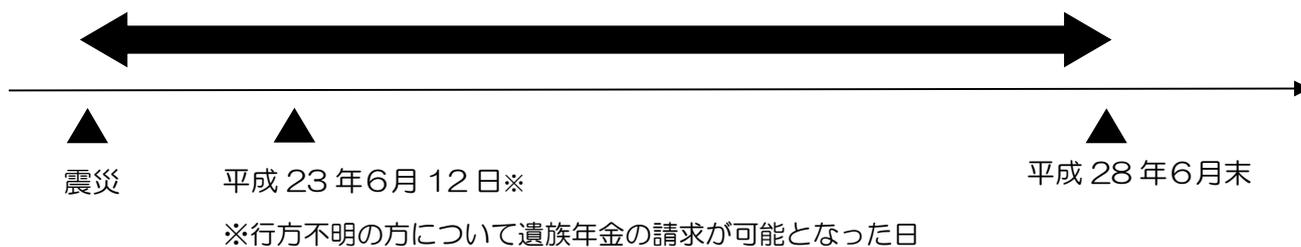


# 東日本大震災によりお亡くなりになった方または 行方不明となった方のご家族の皆様へ

遺族年金の請求は、平成 28 年 6 月末まで  
に提出をお願いします。

遺族年金の支給を受ける権利は支払期月ごとに5年で時効となります。

過去分として受け取れる期間5年



## ご相談・ご請求先

- 亡くなった方が、国民年金第1号被保険者の期間のみをお持ちの方  
→ お住いの市（区）役所または町村役場
- 亡くなった方が、厚生年金保険、国民年金第3号被保険者期間をお持ちの方  
→ お近くの年金事務所

## 遺族基礎年金の受給要件

（平成26年3月までの死亡の場合。4月以降死亡の場合は若干要件が異なります。）

遺族基礎年金は、以下の①～④のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が受給できます。

※ 子…18歳になった後の最初の3月31日まで、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子（死亡した当時、胎児であった子も出生以後に対象）。なお、婚姻している子は対象とはなりません。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

※ ①、②の場合は一定の保険料納付要件が必要です。詳しくは枠外をご覧ください。

## 遺族厚生年金の受給要件

(平成26年3月までの死亡の場合。4月以降死亡の場合は若干要件が異なります。)

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、以下の①～④のいずれかの要件にあてはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた遺族(※)に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害の程度が1級・2級の障害厚生年金を受けている方が、死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金を受けるために必要な加入期間の条件を満たしている方が死亡したとき。

※ 遺族…配偶者(妻、夫)と子、父母、孫、祖父母の順で、最も順位の高い方が受給できます。子のある妻が遺族年金を受けている間は、子の遺族年金は支給されません。

また、妻以外の遺族には下記の条件があります。

- 夫、父母、祖父母
  - ・死亡時、55才以上であること。(受給開始は60歳からになります。)
- 子、孫
  - ・死亡時、18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻をしてないこと。
  - ・20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻をしていないこと。

※ ①、②の場合は一定の保険料納付要件が必要です。詳しくは枠外をご覧ください。

※ 遺族基礎年金の受給要件 及び 遺族厚生年金の受給要件 の①または②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上でなければならないことになっています。

なお、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。(死亡日が平成38年3月末日までのときの取扱い。)



日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)